

第121号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第56号右欄中「邑南町」の次に「、津和野町」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。